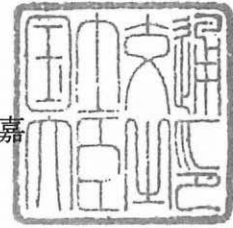


認 定 書

国住指第 2864 号
令和 2 年 12 月 25 日

三和シャッター工業株式会社
代表取締役社長 高山 盟司 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号の二ロ及び同法施行令第 109 条の 2（20 分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
EB-3116(2)
2. 認定をした構造方法等の名称
単板ガラス [耐熱強化ガラス] 入アルミニウム合金・鋼製二連窓(はめ殺し窓)
3. 認定をした構造方法等の内容
別添および別紙の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。